

和光市新倉高齢者福祉センター
指定管理者 年度協定書

平成20年4月

和光市

和光市新倉高齢者福祉センター指定管理者年度協定書

和光市（以下「甲」という。）と株式会社日本生科学研究所（以下「乙」という。）とは、和光市新倉高齢者福祉センター管理運営事業（以下「事業」という。）の実施について締結した和光市新倉高齢者福祉センター指定管理者基本協定書（以下「基本協定」という。）第33条に基づき、当該年度における協定書（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の期間）

第1条 この年度協定期間は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までとする。

（対価の支払い）

第2条 甲は、乙に対し事業に係る対価として金41,833,484円の指定管理料を支払うものとする。

2 前項の対価は、乙の請求により、前項に規定する額に4分の1を乗じて得た額を四半期ごとに支払う。

3 乙は甲の支払う対価の範囲内で事業を執行するものとする。

ただし、特別の事情が認められる場合は、甲と乙協議の上、甲は追加措置をすることができる。

4 基本協定第13条第1項による収支の結果、事業に要する経費の額が第1項の指定管理料に満たないときは、乙はその差額を甲に返納しなければならない。

5 基本協定書第6条第4号に定める介護予防小規模多機能型居宅介護サービス提供に関する業務に係る介護報酬及び新倉高齢者福祉センター設置及び管理条例第10条の利用料金の合計額に相当する額を同項の指定管理料から差し引くものとする。

（施設の維持補修等）

第3条 事業に係る施設の大規模な改築、維持補修等及び備品の取得は、原則として甲と乙協議の上、行うものとする。

ただし、甲の承認を受けた1件20万円以内の施設の維持補修等及び1件20万円以内の備品の取得については、甲が支払う対価の範囲内において乙が行うものとする。

（疑義等の決定）

第4条 年度協定に定めのない事項及び年度協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙は誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

甲と乙は、この年度協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、

それぞれ各1通を保有する。

平成20年4月1日

甲 埼玉県和光市広沢1番5号
和光市長 野木 実

乙 東京都新宿区河田町3番10号
株式会社日本生科学研究所
代表取締役社長 青木 勇